

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2378号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

閑話休題

「米にあらず十万本のコス
モスが瑞穂の国を埋め咲くな
り」。五年前の平成八年の秋
朝日歌壇に掲載された清野弘
也氏(山形県)の一首である。
この年、農山漁村文化協会から
『全集世界の食料・世界の農村』の一
巻として「論争・近未来の日本農業」
が発刊された。

基調報告者が犬塚昭治、佐伯
尚美、七戸長生氏の三人、討論
会の参加者が今村奈良臣氏ほか八人
で、日本農業の将来を縦横無尽に
語っていたが、全体に学者口調が抜
けないものだから、読みづらい本
だった。
しかし、平成十三年のいま、読み
かえてみると、討論会での提言が
次第に現実的な姿となって立ち上つ



あらぎしま
蘭島の棚田(和歌山県清水町)

エサ米誕生由来記

てきており、かなり興味をそそられ
る。

たとえば、輸入飼料に依存した糞
尿などをまき散らしている畜産はこ
れからも許されるかという問題提起
がある。これを受けて今村奈良臣氏
(当時、日本女子大教授)は、棚田の
牧草生産力が高いから、牛や羊を飼

えることを基準に棚田を残してゆく
べきだろうと政策提言をしている。
この箇所を読んで私は見事な論調
に感心して覚えていたが、最近、九
州南部を旅行して「えさ米」を耕作
している農家の話を聞いた。米作り
は日本文化の中で神事と結びついて
いる。ニギリメシは別名をオムスビ

とも言うが、ムスは「苔のむすまで」
のように「生成する」、ヒは「稲の霊」
のことであると民俗学の本にも出て
いる。農家である以上、神の生産物
である米を動物のエサにするのには
抵抗がある。しかし、コスモスを
作って休耕補償を貰うよりはいいだ
ろつと、エサ米作りに踏み切った農

家がそろそろ出てきた。多収穫
ですこし甘味のあるコメを作つ
たら牛の肥育がすばらしい。糞
尿もバクテリアを媒介して有機物に
変換しやすい。「一体、そのエサ米
の品種は何と言つんですか」と膝を
乗り出すと、阿蘇山麓のある村長は
「怒らないで下さいよ」と念を押し
うえ、教えてくれた。ウシヒカリ。
(評論家 草柳大蔵)

もくじ	説動	農山村の価値と日本再生 千葉大学教授・東京大学名誉教授 大森 彌.....
	説動	山本会長が医療制度改革で意見陳述 = 自民党医療基本問題調査会・厚生労働部会合同会議
活活政情	説動	医療改革で意見 = 全国町村会・日本医師会
	説動	衛藤財政部会長が自民党総務部会・地方行政調査会等合同会議で発言
	説動	地方自治体の行政情報化への取り組み状況について = 総務省
		カプセルNOW & NEW
		政策レーダー

論 説

農山村の危機は日本全体の危機

全国町村会はこの七月、二
一世紀の日本にとって、農山村地
域がなぜ大切なのか、揺るぎ
ない国民的合意にむけて、「とい
うメッセージを小冊子の形で世
の中へ発信した。以下、この原案
の作成をお手伝いした一人とし
て、若干の所見を述べてみたい。

この冊子を買っているのは危
機意識である。いま、日本の農
山村地域は、その一見してのど
かな風景とは裏腹に、ちよつと
やそつとでは将来展望が開かれ
ないほどの状態にあるといえ
る。田畑と山林の荒廃は進み、
若者が去り、残ったものは古い

ている。何代も続いた農家が一
代で消滅しようとするえしてい
る。水田の約四割も減反してい
るのに、毎年七〇万トンもの外
国のコメが輸入されている。
こうした事態を招いた責任が
どこにあるかの議論は置くとし
ても、「国土の均衡ある発展」と
いう地域政策がほぼ失敗したこ
とだけは間違いない。農山村地
域のこうした状況をなんとかし

旅に誘う広告では、「自然と直
結」「森林へいこう」「大自然の
力を得よう」といったコピーが
あふれている。これを自然回
帰、健康志向の現れと呼ぶこと
はたやすい。利便さをもとめて
人工物で固められた都市の暮ら
しのあり方に、都市に集住して
いる人びとでさえ、どこか不安
と満ち足りなさを感じている。
分権改革が目指しているよう
に、各地域で「人び
とがゆとりと豊かさ
を実感できる社会」
の形成こそが求めら
れている。

視 点 農山村の価値と日本再生

千葉大学教授・東京大学名誉教授 大森 彌

彌

しかし、大自然の

力を誰が守り、育て

るのが。自然は、複

雑で、不可思議で、

意外性に満ち、扱いにくい。そ

う簡単に人間の思うようにはコ

ントロールできない。だからこ

そ、自然との付き合いを生活の

不可欠の一部としている農山村

地域の人びとは、自然を畏れ、

その恵みに感謝する心と生活の

技を育んできた。そうした人び

ととの交流と共感なしに、都市

の人びとが自然を享受すること

はできないといつべきであらう。



大森 彌（おおもり わたる）

1940年、東京都生まれ。東大大学院
博士課程修了。東大教養学部教授、学
部長を経て、2000年東大定年退職、千
葉大学法経学部教授に。

行政学・地方自治論を専攻し、わが
国の政治行政の実態と問題点を研究。
地方分権推進委員会の専門委員（くら
しづむ部会長）を務め分権改革に尽力。

日本行政学会理事長。岡崎昌之氏
（地域政策フォーラム代表）等と共に
「21世紀の日本にとって、農山村が、な
ぜ大切か」の原案作成にかかわる。著
書に『分権時代の首長と議会』（ぎょう
せい）『自治体職員論』（良書普及会）等。

て克服していかない限り、日本
全体の再生はないというべきで
ある。農山村地域が衰亡すれ
ば、一見して堅固にみえながら
生存条件の自力救済のきかない
都市は滅んでいくしかない。農
山村地域の危機は都市を含む日
本全体の危機である。問題なの
は、この危機をどのような方向
で克服していくかである。

東京などでは都市の人びとを

論 説

日本再生に向けた新たな国民的合意を

わが国は、右肩上がり経済の終わり、飛躍的な情報技術の革新にもともなう産業社会の変転、人類史が体験したことのないような少子高齢社会の到来、環境問題の地球規模への広がり、新たな有害物質への対処、男女平等の進展、国際化の深まりなど、波動の大きな歴史的な転回から生まれている問題群が、高度経済成長時代以来の考え方や制度の抜本的な見直しと再編を迫っている。

ここ数年来、声高に叫ばれている「さまざまな構造改革」は、いずれも、こうした大転換のために避けて通れない処方箋として提示されているといつてよいだろう。しかし、大転換のときには、利害の対立をことさら強調するような動きも出てくる。

農山村地域との関連で最も憂慮すべきことは、都市部における国政及び地方選挙での政権党の敗北ないし後退の原因を、農山村地域への過剰な政治的配慮にあるかのようにいう主張が強まっていることである。しか

も、それが、小規模市町村への財源配分見直し論と結びついていくことである。例えば、地方交付税制度に関連して、これによって市町村における行政サービスと自己負担の緊張関係が損なわれ、地方歳出の増大を招いているので地方交付税を大幅に縮小すべきだ、交付税による財政調整は手厚すぎるので、これを人口一人当たりの税収格差の是正レベルに留めるべきだ、都市住民の犠牲の下で農山村を優遇し、その結果、町村は無駄な支出を行っている、どんなに小規模で財政効率が悪くとも交付税で財源保障がなされている限り自主的な合併が進むはずがない、といった議論である。

地方交付税は、国民がどこで生活しても、国で定めた一定水準の行政サービスを享受できるようにし、それによって地域社会の存立基盤を守るためのものである。もしこれに手をかけるならば、税源移譲を行うと同時に、法令による事務事業の義務付けや補助負担金などによる国

の関与の廃止・縮減を検討すべきなのである。単なる縮小論や限定論は、かりにそう意図しなくとも、農山村地域の人びとと町村に、「結局、農山村は切り捨てられていくのではないか」という疑心暗鬼を起こさせてしまう。

実態と制度の基本認識を欠いたまま、ことさら都市と農村の対立をあり、複雑な事柄を単純な二分法で割り切ることで、真の問題から、人びとの眼をそらすとする論説は、「構造改革」の実りある実現には、けっして役立たないといふべきである。

産業の新旧交替によって職を追われ、あるいは過酷な企業競争の中で辛苦をよぎなくされている都市住民の苛立ちや不満を、農山村地域と町村にむけさせて、それで都市住民の選挙での支持を得られるものであるうか。もし得られたとして、それが本当に日本政治の再生につながるだろうか。

都市住民が求めていることは、農山村との対立を鮮明にして、かろうじて農山村地域を成り立たせてきた財源を都市に取

り戻すことなのであるうか。そのようにして、農山村地域をさらに疲弊させて、どのような利得が都市住民にあるとうのであるうか。都市も農村も、今までのあり方を真剣に反省し、互いに学びあい、日本再生にむけて新たな国民的合意を創り出すことこそが時代の要請であるはずである。

二、五〇〇余の町村が、国土の約七割を占める農山村地域を抱え、これら町村の活動によって、空気、緑、水など生命の営みに不可欠な自然環境の維持がなんとか可能になっている。町村自体に改善・改革が求められていることは否定できない。しかし、そのことと、町村を非難することは違う。都市側には、農山村地域の実態と悪戦苦闘しながらも自立しようとする町村の実態を理解することが、農山村の側には、かけがえのない農山村地域の維持と発展に町村がいかに貢献しうるかを説得的に訴えていくことが、そして両者間に対等・協力の新たな関係を形成していくことが強く望まれていると考える。

いま、町村が訴えるべきこと

この六月に決定された小泉内閣の「骨太の方針」では、かろうじて「地方の活性化のために都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じて、美しい日本の維持、創造を図ることが重要である」と指摘されている。共生とは、都市とは違った価値の承認である。農山漁村の人びとは、困難な条件の下でも、国土を支え、文化の基層を支え、自然を活かし、新たな地域産業を創り出している。その営みは、想像力豊かな自立に向けた挑戦である。都市の人々が日常生活をほとんど苦勞しなくとも暮らせる、したがって鍛えられない

のと比べれば、農山漁村の人々は、厳しい自然環境の中にいればこそ創意と努力なしでは暮らせない。それだけ意欲と能力の発揮が求められ、磨かれもする。なにか都市が高級で上にある(町村が合併して市になることを「昇格」という)、農山漁村が下にあると考えられてきたのは明らかに偏見なのである。町村の人びとが、農山漁村の価値を維持し、さらに高めようとする懸命の努力を正當に評価する仕組みが必要である。全土を都市自治体で覆い尽くしてしまわないように、小冊子にあるように、全国の町村は、自らのあり方を改革しつつ、町村長を先頭に、特に次の三点を広く訴えて

いくべきである。

一、農山村の自立にむけて

美しい景観をたたえ、住む人が地域に誇りと自信をもっている農山村は全国民の財産である。町村は、農山村の良さと価値を再認識し、美しい地域を創っていく。

農山村では、地域的な自立を実現していくことが必要である。町村は、農山村にしっかりとした所得をもたらすため、異業種・異集団の組織化を図りながら、産業区分をこえて地域を重層的に活用していく。

これからの時代にとって、自然との共生は大前提である。町村は、地域の自然環境を熟知している人たちと協働して、地域再生に取り組む。

二、町村自治の充実にむけて

農林漁業の振興は町村行政に不可欠な課題であり、自治の仕組みとの有機的な連携が必要である。町村は、地域に根ざした産業政策の担い手になっていく。

町村には、地域全体を見渡し、住民ニーズをきめ細かく捉え、施策調整を図りやすい優位

性がある。そのメリットを活かして、独自性を発揮していく。

町村は住民に最も近い最初の政府である。その責任を全うするため、情報公開と住民参画を一層促進しながら、地域生活の質を高める政策を精選していく。

三、農山村と町村の自立支援にむけて

山と川と海が生態系として結びついていることを考えると、農山村が減れば、やがて都市も滅びることとなる。農山村の多面的な価値を大切に考え、都市と農山村の共存を揺るぎない国是とすべきである。

日本文化の豊かさは、その多様性にある。多様な地域が全国に息づくように、都市とは異なる農山村の重要性に眼をむけるべきだと考える。

全国画一的な自治制度の下で多くの事務を義務づけられ、しかも自主財源が乏しく町村はますます苦境に立たされている。農山村の多面的な価値を守り、町村の多様性が発揮できるような、事務と財政の新たな自立支援の仕組みが必要である。



「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか 揺るぎない国民的合意に向けて」
全国町村会では、町村の役割の重要性と現状について広く国民の理解を得るため、平成11年3月に「町村の役割について国民のコンセンサスを得る方策検討委員会」を設置し、21世紀の町村、とりわけ農山村の果たす役割について検討を重ね、本年7月に提言書を取りまとめ、政府、国会、都道府県、市、町村をはじめ有識者、報道関係、財界などに配布した。

活 動

全 国 町 村 会

山本会長が医療制度改革で意見陳述

自民党医療基本問題調査会・厚生労働部会合同会議

自由民主党の「医療基本問題調査会・厚生労働部会合同会議」が十月三十一日に党本部で開催され、現在政府・与党で検討が進められている医療制度改革について全国町村会、全国市長会など関係団体からヒアリングが行われた。

全国町村会の山本会長（福岡県添田町長）は、本会がかねてから提言している医療制度の一本化、医療費の適正化に向けての方策などについて意見陳述を行った。

また山本会長は、齋藤副会長（茨城県関城町長）、藤本副会長（岡山県和気町長）とともに同日合同会議終了後、片山総務大臣と、翌十一月一日坂口厚生労働大臣などと面談し、医療制度改革についての本会の要望事項の実現方を要請している。

山本会長発言要旨

この機会に私どもの要望事項を申し上げます。まず国民健康保険についてでございますが、昨年度は全体で概ね四、五〇〇億円の赤字収支になっております。調整交付金等を頂いておりますが、三、三〇五億円余を一般財源から繰り入れているとい



意見を述べる山本全国町村会会長

う状況です。

各保険加入者の所得では、組合健保の方たちの所得は三三三万円程度であるのに対し、国保の方たちの所得は一七九万円、政管健保では二四六万円程度となっております。保険料については同額を負担しているけれども所得は違うということになりますので、組合健保と比較すると二



坂口厚生労働大臣に要請する正副会長

倍以上の保険料を払っているという計算になる訳です。

加入者の平均年齢では、組合健保は三三・六歳であるのに対し、国保の方は五一・三歳となっており、今問題となっている老人医療にかかる予備金が国民健康保険の加入者に一番多いということなのです。

このようなことから国保の財政は、来年度は破綻するのではないかとこの状況下であるということをご認識いただきたいと思っております。

しかも加入者の数は、国民健康保険の被保険者の数が四、二四万人で一番多いのです。そのうち無職の人が四六・七％を占めています。保険料の負担には耐えられない、しかも組合健保の倍額を払うような状態でございますので、私は国民健康保険の改正なくして医療改革はあり得ないと思うのです。

これからは医療保険は一本化するべきであると思います。いくつかの保険に分けるのは二〇世紀で終わりで、二一世紀は被保険者及び給付と負担を一つにすることが一番大事なのではないでしょうか。この点について格別のご配慮を頂きますようお願い申し上げます。何故そこまで申し上げるかと申しますと、私もには国民健康保険を維持していくだけの体力が残っておりません。全国の市町村の大多数がすでに国保を維持できないという状況でございます。

しかし国保も組合健保も政管健保もそれぞれ長い歴史をもっておりましてから一挙に一本化することは難

活 動



坪井日本医師会会長(中央)と会談する
山本会長(左)と藤本副会長(右)

医療改革で意見

全国町村会
日本医師会

しいと思われるので、たとえば六年かけて一本化するといった場合、最初の三年間は財政だけを一本化し、後三年間かけている整理を行いつながら医療保険の一本化を行えばよいのではないだろうか。そういうやり方をしないと今後も毎年医療費をどうするんだといった議論が絶えないと思います。

次に保険者のことですが、本来全国で保険者は一本がよいのですが、段階的に県単位で保険者になっていただく、それをまとめた連合会を国でもっていただくというやり方が考えられます。

また給付については、老人医療の給付は、出来高払いは廃止して包括支払方式にするべきだと思います。そうすることによって老人医療費の伸びを抑えることができます。

包括方式の基準をどう決めるかが問題ですが、決め方が良ければ包括方式は大きな効果を発揮することが可能であると思います。

次に現在薬の値段が大変高いのです。この薬を開発するのにはいくらかかる、だから二〇〇億売ればいたいペイすることができるといって考えかたをしているのが日本の製剤界です。ですから、二〇〇億でペイできるものを三〇〇億、四〇〇億売っている訳ですが、それでも値段が最初の頃と変わらない。端的な例は医療機械器具です。CTスキャンは定価が一億五、〇〇〇万円程度ですが、実際は二、〇〇〇万円くらいです。つまり一億三、〇〇〇万円は値引きなのです。このような医療機械器具はすでにペイしているのに価格を変えていません。ですから

治療費もさることながら薬剤の値段、医療機械器具の価格をもう一度見直すことが必要だと思われまふ。老人医療費が高いという議論の前にこれらを見直すべきであると思いまふ。

それから老人の外来は一日に四件も五件もはしごをする場合があり、行きたびごとにそれだけの医療費を重ねてゆきます。今医療費が上がっている一番大きな原因はこうした老人の外来費なのです。これを抑えるために、不必要な重複受診は避けるようにすればよいのではないのでしょうか。

これらの改正、診療報酬包括支払方式の実施、薬価、医療用具・保険医療材料価格の適正化、等を行うことによって、私は三二兆円をより低く押さえることは可能だと思いまふ。

す。先生方にも今申し上げました点を考慮していただければ、医療費も下がり、それほど心配をしなくても良い状況になると思いまふ。

公費負担につきましても適正な負担は当然するべきだと思います。

私も町村が負担する分について、国側も原則はきちんと負担をするべきだと思います。

また特殊な疾病や難病は保険からはずすべきであります。これらは、公費で負担をするということが望ましいと思います。自己負担を多くして医療費を抑えるという考え方はやめるべきだと思います。

以上 一本化の問題、医療費の適正化に向けての方策、適正なものについては公費で負担するべきであること、の三点を申し上げます。よろしくお願いたします。

全国町村会の山本会長(福岡県添田町長)、藤本副会長(岡山県和気町長)は、十一月十三日、日本医師会の坪井会長と会談し、医療保険制度の一本化及び合理的な医療費に関する方策について合意した。

全国町村会と日本医師会は、「医療改革に関する意見」を共同で作成し、政府・国会等に提出、要望事項の実現方を要請した。

医療改革に関する意見

先に公表された厚生労働省による「医療制度改革試案」は、国民に負担を転嫁することを中心とした、財政面に対する当面の制度改革のみで、抜本的改革には値せず評価できるものではない。

とくに、負担と給付の公平化のため、全国町村会および日本医師会が従来から主張している医療保険制度の一本化が取り上げられておらず、高齢者医療については、小手先だけの老人保健制度の見直しに終始し、中長期ビジョンが全く示されていないことは誠に遺憾である。

全国町村会および日本医師会は、医療保険制度の一本化に向けての方策および合理的な医療費に関する方策について次のとおり提言する。

- 1、医療保険制度の一本化に向けての方策
- 当面の措置

国は、予め一本化達成の目標年次等を定めるとともに、当面の措置として国保財政改善のため、目標に沿った必要かつ十分な国庫負担による財政支援措置を講ずること。

中期的目標

段階的措置として、現行保険者種別を維持しながら、類似の保険者に

活 動

において保険料率の統一等を行い、地域医療制度として財政の一本化をはかること。この場合、国が主体的に財政調整を行うこと。

長期的(最終的)目標

既存の各制度や保険者の組織を統合し、全ての国民が加入する統一的な医療保険制度として一本化するこ

2、合理的な医療費に関する方策
キャップ制等の強制的な医療費抑制方式は導入しないこと。
患者負担増と保険料増額の同時施行は避けること。
高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。
かかりつけ医機能の強化促進に

衛藤財政部会長が自民党総務部会・地方行政調査会等合同会議で発言

自由民主党の「総務部会・地方行政調査会等合同会議」が十一月十五日に党本部で開催された。この合同会議は自民党税制調査会の明年度税制審議にあわせて地方自治関係団体から意見・要望を聴取するために開催されたもので、全国町村会からは衛藤財政部会長(大分県久住町長)が出席し、町村が抱える重要課題について意見陳述を行った。衛藤財政部会長の意見陳述の骨子は次のとおり。

衛藤財政部会長発言骨子

1、地方交付税について

地方公共団体に一定水準の行政を保障するとともに、税源の偏在による財政力格差を是正するうえで、地

方交付税のもつ財政調整機能は極めて重要である。

課税客体の乏しい町村は、税源移譲がなされたとしても、歳出規模と地方税収に大きな乖離が生じるため、地方交付税に頼らざるを得ない状況にある。

国土の七割を占め、食料の供給および国土の保全など重要な役割を果たしている町村が、安定した財政運営ができるよう地方交付税の所要額の確保にご配慮賜りたい。

交付税制度の見直しにあたっては、町村の意見を十分踏まえ、行政運営に支障をきたさないようお願

意見を述べる衛藤財政部会長



より、不必要な重複受診を避けること。

薬価および心臓ペースメーカー、人工関節、ダイアライザー等の医療用具・保険医療材料価格の強力な適正化をはかること。
レセプト審査の適正化をはかるとともに、レセプトおよびカルテの電子化を推進するため、国が財政支

援を行うこと。
難病等の特殊な疾病については、国の負担とすること。
低所得者対策については、制度外で実施するなど十分に配慮すること。

いする。

2、ゴルフ場利用税について

ゴルフ場利用税は、税源に乏しく山林原野の多い町村において、貴重な財源であり、町村の行政サービスがもたらす受益は専らゴルフ場利用者が享受しており、利用者にも十分な負担力が認められる。

3、特別土地保有税について

特別土地保有税等の不動産関係税については、土地の有効利用の促進を図るとともに、地方団体の貴重な財源であるので、現行制度の堅持をお願いする。

4、医療制度改革について

二一世紀における国民への安定的医療の提供および負担と給付の公平化のため、医療保険制度の一本化を早急に実現するよう強くお願いする。

5、地方自治法の一部改正について

住民訴訟制度については、損害補償等の被告を「個人」から「機関」にする地方自治法の一部改正案が国会に提出されているが、個人が被告となり訴訟に対応しなければならぬ現行制度は、首長や職員にとつて

大変な負担である。同法改正案の早期成立を要望する。

6、循環型社会の構築に向けた不法投棄問題について
循環型社会の構築に当たっては、行政に依存するのではなく、製造業者等が主体となった仕組みを作ることが必要である。

家電については、五年後に見直しを行い、現在検討されている自動車リサイクル等は、リサイクルに係る費用を販売時に徴収することや不法投棄者に対する更なる罰則の整備・強化を図るべき。

その上で、不法投棄物を町村が回収するような場合、その費用が町村の負担とならないよう万全の措置を講じられるよう要望する。

7、市町村合併について

市町村合併は地方自治の根幹に関わり、住民生活に大きな影響を与える最重要課題であるため、単なる数あわせではなく、関係市町村の自主的な判断を尊重することが重要である。

いかなる形であれ合併を強制しないよう強く要望する。

いかなる形であれ合併を強制しないよう強く要望する。

政 策

地方自治体の行政情報化への 取り組み状況について

総務省
調 査

総務省はこのたび地方公共団体における行政情報化について本年四月一日現在の推進状況をとりまとめた「地方自治情報管理概要」を公表した。

平成十二年七月にIT革命の恩恵をすべての国民が享受でき、国際的にも競争力を持つ「IT立国」の形成を目指すため、政府に「IT戦略本部」が設置された。これを受けて総務省では「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」により地方公共団体が早急に取り組む必要のある事項を具体的に示してきた。

地方公共団体においても、高度な情報通信技術の便益を最大限に活用し、行政事務の効率化・高度化、住民サービスの向上、地域の振興、地域間の情報格差の是正に取り組んでおり、国に先行して申請・届出等手続の電子化に取り組む団体が見られる一方で、基本的な条件整備が遅れている団体も多いのが実体である。このような状況の下、IT革命に対応した施策の推進が期待されている地方公共団体の行政情報化を概観したのが本調査である。

電子自治体に向けた推進体制
調査によると電子自治体に向けた推進体制では、二二都道府県(四六・八%)と三〇一市町村(九・三%)で新たな専門課を設置したほか、一五都道府県(三二・九%)と一、五二二市町村(四六・九%)では既存の課が担当した。さらに研究委員会を二都道府県(四・三%)、一二八市町村(三・九%)、プロジェクトチームを七都道府県(一四・九%)、

三四四市町村(一〇・六%)でそれぞれ設置している。これらを総合すると都道府県では全団体(一〇〇・〇%)で、市町村では二、三九四団体(七三・七%)で推進体制を設置していることとなる。

またパソコンの整備状況を見ると、都道府県では四七団体で三一九、九一五台(対前年五六、一二四台増)、一団体平均六、八〇六・七台(同一、一九四・一台増)、市町

村では三、一四七団体で五六一、七二一台(対前年一七四、三五一台増)、一団体平均一七三・〇台(同一、五三・九台増)となっている。

ネットワークの整備状況
ネットワークシステムの整備状況を見ると、都道府県では全団体(一〇〇・〇%)、市町村では二、八七七団体(八八・六%)、うち町村二、二一六団体(八六・七%)が庁内LANまたはWAN(LAN)をつなぎあわせひとつの大きなLANを形成すること(等)のネットワークシステムを構築している。

またこれらの外部接続先については、インターネットへの接続が都道府県では全団体(一〇〇・〇%)、市町村では一、三四八団体(四一・五%)、うち町村九八二団体(三八・四%)、国の機関との接続が都道府県では三六団体(七六・六%)、市町村では一九〇団体(五・九%)、うち町村一四七団体(五・八%)、他の地方公共団体への接続が都道府県では三一団体(六六・〇%)、市町村では四一四団体(一一・八%)、うち町村三二二団体(一一・六%)、団体内の公共施設への接続が都道府県では二二団体(四四・七%)、市町村では一、四五五団体(四四・八

%、うち町村一、〇四九団体(四一・一%)となっている。

ホームページを開設している団体は、都道府県では全団体(一〇〇・〇%)、市町村では二、七〇四団体(八三・三%)、うち町村二、〇二六団体(七九・三%)となっている。

個人情報保護の保護対策
地方公共団体において個人情報に関する条例が制定され始めたのは昭和五十年代前半のことであるが、電子計算機による個人情報の処理が進展するにつれ、個人情報の保護を条例によって制度化する団体が年々増加している。

平成十三年四月一日現在、一、九四四団体(一部事務組合を含む)、対前年二四六団体増)の地方公共団体において個人情報に関する条例が制定されており、制定している都道府県及び市区町村の割合は全体(三、二九六団体)の六〇・一%となっている。町村においては、四〇二団体(五四・九%)で条例を制定している。従来は市町村を中心に条例制定が行われてきたが、近年都道府県においても検討が進められてきている。

また条例ではなく、規則や規程等により個人情報保護対策を講じている団体が、都道府県及び市町村で六四二団体あり、条例を制定している団体と併せると二、六二四団体(七九・六%)が何らかの形で個人情報保護対策を講じている。

政 策

ネットワークシステムの整備状況

(平成13年4月1日現在)

項目	団体数	実施団体数	設置台数 (平均台数)		団 体 数 (普及率%)																		
					外部接続					LANの機能													
			サーバ	パソコン	プリンタ	外部接続の有無	外部接続先				イントラネット	電子メール	電子掲示板	スケジュール管理	施設等管理	文書管理	電子会議	電子掲示板	ファイルの共有	プリンタの共有	VOIP対応	その他	
							インターネット	国の機関	他の地方公共団体	団体内公共施設													その他
都道府県	47	47	9,490 (201.9)	231,371 (4,922.8)	48,508 (1,032.1)	47 (100.0)	47 (100.0)	36 (76.6)	31 (66.0)	21 (44.7)	36 (76.6)	46 (97.9)	47 (100.0)	47 (100.0)	42 (89.4)	39 (83.0)	36 (76.6)	31 (66.0)	15 (31.9)	47 (100.0)	47 (100.0)	8 (17.0)	37 (78.7)
特別区	23	23	761 (33.1)	9,276 (403.3)	3,768 (163.8)	16 (69.6)	11 (47.8)	1 (4.3)	2 (8.7)	11 (47.8)	4 (17.4)	13 (56.5)	13 (56.5)	12 (52.2)	8 (34.8)	9 (39.1)	5 (21.7)	1 (4.3)	1 (4.3)	21 (91.3)	21 (91.3)	1 (4.3)	7 (30.4)
市	12	12	1,264 (105.3)	20,334 (1,694.5)	7,705 (642.1)	12 (100.0)	12 (100.0)	5 (41.7)	6 (50.0)	5 (41.7)	9 (75.0)	11 (91.7)	11 (91.7)	11 (91.7)	11 (91.7)	11 (91.7)	9 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)	10 (83.3)
町	658	626	6,855 (10.4)	167,926 (255.2)	59,020 (89.7)	541 (82.2)	343 (52.1)	37 (5.6)	85 (12.9)	390 (59.3)	164 (24.9)	363 (55.2)	448 (68.1)	389 (59.1)	326 (49.5)	309 (47.0)	194 (29.5)	107 (16.3)	27 (4.1)	542 (82.4)	549 (83.4)	17 (2.6)	183 (27.8)
村	2,554	2,216	7,856 (3.1)	126,776 (49.6)	47,401 (18.6)	1,773 (69.4)	982 (38.4)	147 (5.8)	321 (12.6)	1,049 (41.1)	539 (21.1)	959 (37.5)	1,198 (46.9)	955 (37.4)	867 (33.9)	724 (28.3)	436 (17.1)	310 (12.1)	53 (2.1)	1,822 (71.3)	1,938 (75.9)	50 (2.0)	402 (15.7)
小計	3,247	2,877	16,736 (5.2)	324,312 (99.9)	117,894 (36.3)	2,342 (72.1)	1,348 (41.5)	190 (5.9)	414 (12.8)	1,455 (44.8)	716 (22.1)	1,346 (41.5)	1,670 (51.4)	1,367 (42.1)	1,212 (37.3)	1,053 (32.4)	644 (19.8)	418 (12.9)	81 (2.5)	2,397 (73.8)	2,519 (77.6)	69 (2.1)	602 (18.5)
合計	3,294	2,924	26,226 (8.0)	555,683 (168.7)	166,402 (50.5)	2,389 (72.5)	1,395 (42.3)	226 (6.9)	445 (13.5)	1,476 (44.8)	752 (22.8)	1,392 (42.3)	1,717 (52.1)	1,414 (42.9)	1,254 (38.1)	1,092 (33.2)	680 (20.6)	449 (13.6)	96 (2.9)	2,444 (74.2)	2,566 (77.9)	77 (2.3)	639 (19.4)

平成十四年度 全国地域リーダー養成塾
 塾生募集集中

全国地域リーダー養成塾は、平成元年に創設して以来、すでに三八九名の感性豊かな実行力ある地域のリーダーを養成してまいりました。平成十四年度においても、地域づくりのリーダーとなるべく熱意あふれる皆さんの積極的な参加をお待ちしています。特に、地域づくりに大きな役割を果たしている女性の皆さんの参加を大いに歓迎いたします。

【概要】
 期間：平成十四年五月から平成十五年二月まで
 研修内容：集合研修・合宿研修・市町村実務研修・海外研修（希望者のみ）

【塾長・主任講師】
 塾長：大森 彌氏（千葉大学教授・東京大学名誉教授）
 主任講師：卯月盛夫氏（早稲田大学教授）・北沢 猛氏（東京大学大学院助教）・小田切徳美氏（東京大学大学院助教）・辻 琢也氏（政大研究大学院大学助教）

【経費】
 研修中の宿泊費（朝食含む）、ゼミの研修旅費、教材費等については、地域活性化センターで負担いたします。研修地までの往復の交通費、滞在中の昼食代・夕食代、海外研修に参加される場合は参加費用（約五〇万円）

円+地元（成田往復旅費）については、自己負担となります。

【募集人数】 四〇名程度

【応募資格】
 地方公共団体の職員
 地域づくり団体のメンバーで、市区町村長の推薦のある者
 農協、商工会、第3セクター等の職員で、市区町村長の推薦のある者

【応募方法】
 十一月中旬に各市区町村に募集要項を送付いたします。地域づくり団体の皆さんは、各市区町村の担当課にお問い合わせください。

【応募期限】
 平成十四年一月十一日（金）までに各市区町村及び各都道府県の担当課を経由のうえ、地域活性化センターに提出してください。

問い合わせ先
 〒一〇三 〇〇二七
 東京都中央区日本橋一三 四
 日本橋プラザビル二階
 地域活性化センター 研修交流課
 TEL〇三 五二〇二 六一三四
 FAX〇三 五二〇二 〇七五五

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。
 次号は十二月十日発行です。

情 報

カプセル Now & New

森林文化のまちを宣言 北海道 留辺蘂町

木材産業が集積する「木のまち」として発展してきた町では、森とともに生きる地域づくりを内外にアピールするため「森林文化のまち」を宣言した。宣言の趣旨に則り、町民が参加する「みどりを育てる町民推進会議」を設置し、森林保全運動などに取り組んでいく。

月曜と木曜の窓口時間を延長 宮城県 川崎町

住民サービスの向上を図るため、町は、毎週月曜と木曜に限り、町民課窓口の開設時間を通常の午後五時十五分から午後六時三十分まで延長し、住民票の写しや戸籍謄本等の戸籍証明、印鑑登録証明など各種証明書、町民バスの乗車券などを交付している。

ヤーコンのジャユースを開発 福島県 天栄村

村振興公社は、村で栽培しているヤーコンで健康飲料「ヤーコンエキス」を開発、限定販売して好評を博した。ヤーコンは南米アンデス高原原産のキク科の植物で、地中にできるイモは、食物繊維が多く甘味がある。村では今後、栽培面積を拡大していきたいとしている。

独居高齢者に「はがき」を郵送 千葉県 大多喜町

町は、大多喜郵便局の協力を得て、七十歳以上の一人暮らし

の高齢者を対象に、「さわやかメール事業」を実施している。生活情報等を印刷したはがきを毎月一回郵送し、郵便局員が直接本人に手渡しして安否を確認するとともに、悩みや要望を聞き町へ連絡してもらっている。

道の駅の農産物直売所が好評 山梨県 豊富村

村は、「道の駅よとみ」内に村直営の農産物直売所を設置し、村民が作った野菜や果物を観光客などに販売している。直売所での商品陳列は会員制で平成十年度からスタートしたが、年々売上げは増えており、会員も百五十人以上に達している。

復元した佐渡奉行所を一般公開 新潟県 相川町

江戸時代に佐渡金山の管理と佐渡全島の統治を目的に設置されていた佐渡奉行所の復元作業を進めている町は、その一部を終え一般公開している。同奉行所は平成六年の史跡指定後、国・県の協力も得て整備が進められており、完全な復元は平成二十年以降になる見込み。

インターネットで図書館の図書を予約 富山県 八尾町

町は、町立図書館に所蔵されている約十萬冊の本や雑誌をインターネット上で予約できるシステムの運用を行っている。予約できるのは、ホームページにアクセスした時点で「貸出中」か「予約中」の図書に限定し、すぐ借りられる本は来館者への貸し出しを優先する。

町歌を現代風にアレンジしCD化 石川県 七塚町

町は、昭和十二年に作られた歌い継がれてきた町歌をサンパ調やユーロビート調など現代風にアレンジし、CD化して公民館や小中学校に配布した。町民音頭として長年親しまれてきた町歌を若者にも親しんでもらうのがねらいで、イベント等での活用が期待されている。

不妊治療に助成制度 長野県 上山田町

町は、少子対策の一環として不妊治療に対する助成制度を導入している。対象は、町内に一年以上住んでいる子供のいない夫婦で、助成限度額は一件当たり十万円。不妊治療は健康保険の適用外となることが多いため、夫婦の負担を軽減し、治療を受けやすくしていくのがねらい。

不法投棄等の情報提供で郵便局と覚書 愛知県 藤岡町

家電リサイクル法施行後、家電製品の不法投棄が増えているため、町は、郵便配達員が不法投棄を発見した場合、町に連絡してもらおうという藤岡郵便局と覚書を交わした。また、独居高齢者の家庭で気付いたことがあった場合も、町に連絡してもらおうにしている。

「教育の日」に制定 和歌山県 貴志川町

六月三日を「教育の日」に制定し、六月三日を「教育の日」に制定した。日本PTA全国協議会が義務教育制度を記念して同日を

「教育の日」として制定するよう提唱していることを受けたもので、地域、保護者、学校の三者が一体となり青少年や教育問題を考えたいのがねらい。

町の予算を解説したパンフレットを配布 島根県 宍道町

町は、町民に町行政予算に関心を持ってもらうため、予算を説明したパンフレット「宍道町のやる気です！」(A4判・八十三頁)を発行し、町内全戸に配布した。パンフレットでは、主要施策やバランスシート、行政コスト計算書などが分かりやすく説明されている。

うどんアイスを開発し、販売 香川県 綾南町

讃岐うどん発祥の地としてPRしていくため、町が出資している第三セクター「綾南プラザ」は、パナラ味のクリームに米粒大のチップ状にした冷凍製品専用のうどんを練り込んだ「うどんアイス」を開発し、同プラザで町内で経営する「綾南うどん会館」で販売している。

小規模林道を開設した個人に補助金 長崎県 峰町

林業の盛んな町は、林業とシイタケ生産の振興を目的に小規模林道を開設する個人を対象に、長さ二キロ当たり千円の補助金を交付する制度を実施している。林道は幅員二メートル以上、長さ五十メートル以上が条件だが、複数の個人が共同で申請することも可能。

カプセル Now & New

情 報



忘年会、新年会が近づいてきました。アメリカの同時多発テロ、狂牛病の出現、景気悪化等々、ストレスの多い毎日を発散しようとする人も多いことと思います。

しかし程良いお酒は百薬の長になります。飲み過ぎれば百毒の長になってしまいます。

今回は酒と上手につきあう法を教えましょう。

肝臓は、病気のときでも特別な症状が現れないことが多いために「沈黙の臓器」といわれています。また臓器の中ではいちばん重く大人の男性で約一・二キロ、女性で約一キロあります。少しくらい傷ついたり切除しても再生可能なおえ、とても働き者で、栄養素を分解してエネルギーに変えます。体に入ってくる有害物質を解毒したりなど、心臓と違って生命を維持するうえでとても重要な臓器です。

そんな丈夫で疲れ知らずで働き者の肝臓も、毎日のように集まってくる大量のアルコールの前には、さすがに音を上げてしまいます。

アルコールは胃や小腸で吸収され

たあと、約八〇パーセントが肝臓で分解されて炭酸ガスと水になり、尿や吐く息といっしょに排泄されます。肝臓はアルコールが入ってくると、他の仕事に優先して分解して無害化しようとするから、飲めば飲むだけ肝臓はフル稼働し続けます。

アルコールによる肝臓障害は、脂肪肝、アルコール性肝炎、肝硬変の順番で進行していきます。健康な人でも一升の日本酒を二日間で飲むと脂肪肝になるといわれています。ふつう肝臓の約四パーセントが脂肪ですが、脂肪肝になると一〇パーセントを超える中性脂肪がたまり肝臓を肥大させます。

脂肪肝のまま、毎日たくさんのお酒を飲むと、今度はアルコール性肝炎になります。肝細胞が破壊され、炎症を起こしている状態です。

そしてアルコール性肝障害の終着点、肝硬変です。日本酒を毎日五合以上、十、十五年以上飲み続けると起こります。肝硬変になると、約半数は肝臓ガンになります。

「酒が強いと自信を持っている人は次のことも知っていなければなりません。

肝臓の処理能力にはおのずから限界があるということです。肝臓の運ばれたアルコールは一定の速度でしか代謝、処理されないので。

つまり、どんなに酒が強いと自信を持っている人でも一合の日本酒またはビール大ビン一本のアルコー

ルを血液から消失させるのに三時間かかります。

夜の七時から飲みはじめるとすると、三合、または大ビン三本を処理するのに午前四時までかかってしまうということなのです。

どんなに飲んでも肝臓を疲れさせないためには三合か大ビン三本が限度ということを知っていないと、はなりません。

酒飲み上手になるには、自分の適量を決めて、その範囲の中で楽しんで飲むことです。

私はアルコール飲料についてはいつも次のようにアドバイスしています。

毎日飲むなら一合、または大ビン一本まで。

週休二日(できたら連続四十八時間休酒)を守れるならば二合、または大ビン二本OK。

そして必ず十二時までに終了し、午前さまはなすことが体の負担を少なくします。

空腹時のアルコールは絶対に避け、必ず飲む前に胃に食べ物、とくにたんぱく質を入れておくことも必要です。

それからチャンポンはできるだけやめることです。なぜならば自分の飲むアルコール量がはつきりせず、たいがい飲み過ぎになるからです。

助平でも酒助平を自認している人に警告します。ど助平は体を壊します。いい加減の酒助平までにしておくことが肝心です。

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所 (全国26か所)

政策リーダー

政策リーダー

総務省が全国プロードバンド構想を発表

総務省は、このほど高速・超高速インターネットの全国的な普及に関する平成十七年度までのスケジュールや官民の役割分担を盛り込んだ「全国プロードバンド構想」をとりまとめた。

それによると、世界最先端のIT国家の実現に向け、高速・超高速ネットワークインフラ整備の必要性を掲げ、その目標として、二〇〇五年度までに少なくとも三〇〇万世帯が高速インターネットアクセス網に、一〇〇〇万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備、地理的要因によるデジタル・デバイド（情報通信格差）の発生を防止、二〇〇五年度までに地域公共ネットワーク（公共施設間の接続）の全国整備を図る、ことを挙げている。

これらのうち、超高速インターネットの中核をなす光ファイバ網の一般世帯に対する整備については、地理的要因による採算性等の問題から、民間事業者による整備が進まないことが予想され、これら条件不利地域について、デジタル・デバイドの発生を防止する観点から、国・地方公共団体による公的整備が必要であるとしている。

このため総務省では、地方公共団体の公共ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網の整備に向けた補助事業として、平成十四年度政府予算の概算要求において、約四〇億円を新規要求額として計上している。

地方税財源充実確保全国大会 開催

全国町村会をはじめ地方六団体が構成される、地方自治確立対策協議会は、去る十一月二十一日に「地方税財源充実確保全国大会」を開催した。

これは、本年九月に開催された「地方税財源充実確保緊急全国大会」に引き続き開催されたもので、国の予算編成が本格化するこの時期に、地方税財源の充実確保を図り、安定した地方行政運営の確保に向けて、地方の総意として強い決意を表明し、関係方面に対して強力に訴えるため開催したものの。

大会には、首長、議長等、地方公共団体関係者約三〇〇人が出席し、土屋義彦・全国知事会長の挨拶の後、議事に入り、高秀秀信・全国市長会長による決意表明が行われた後、山本文男・全国町村会長による、地方交付税制度及びゴルフ場利用税の堅持等、地方税財源の充実確保を図り、安定した地方行政運営が行えるよう求めた。地方税財源充実確保に関する決議の提案が行われ、満場一致で決定された。

なお、会議終了後、地方六団体代表者は政府・与党へ、地方公共団体関係出席者は地元選出国會議員等へ、各々決議内容の実現方について要望活動を行った。

全国森林計画を変更

林野庁

森林整備の目標や森林施策、林道や保安林の整備等を明らかにする全国森林計画の変更がこのほど閣議決定された。従前の計画は、平成九年度から二十三年度までの十五年間を計画期間とし、平成八年末に策定されていたが、森林・林業基本法に基づき初めて策定された森林・林業基本計画（既報）と来年四月施行予定の改正森林法及びこれまでの進捗状況を踏まえて計画内容を変更した。

今回の変更では、まず森林を水士保全林、森林と人との共生林、資源の循環林に三区分し、重視すべき機能に応じた多様な森林づくりを進めることとし、計画期末の森林整備の目標について、前計画に比べ育成単層林や育成複層林を縮小し、天然生林を増加させている。

また、森林にある樹木の材積を表す「森林蓄積」は、一ヶ年当たり一七九（前計画一六五）と増加を見込む一方、森林から切り出す樹木の材積を表す「伐採立木材積」の計画量の縮小を見込んでいる。

林道開設量は、四万六七〇〇kmと前計画より縮小を見込み、保安林の指定面積は、水源涵養林、災害防備林、保健・風致保存林とも大幅な増加を見込み、合計で一六六万ヶ（前計画七一万ヶ）と設定している。

今後、都道府県は「地域森林計画」を十二月末までに、市町村は「市町村森林整備計画」を来年三月末までに変更・策定することとなる。